

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 （ a ） に基づくものです。 〕

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

食品添加物（二炭酸ジメチル）

3 趣旨及び目的

新たに二炭酸ジメチルを食品添加物として指定し、その規格基準を設定する。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274

FAX 03-3501-4868